

人権教育・啓発事業〔個別人権問題分野に関する事業〕 一覧

部局名	事業名	頁数
知事直轄組織 (知事室長G)	・生活サポート情報の提供	1
	・外国語ラジオ番組放送【②⑥実施状況のみ】	2
	・多言語による府政情報の発信	2
	・京都府外国籍府民共生施策懇談会	3
	・京都地域留学生住宅支援制度【②⑥実施状況のみ】	4
	・外国人研究者・留学生等のための居住支援	5
	・外国人のための防災ガイドブック	7
	・外国人のための医療ガイドブック	8
	・外国籍府民のための安心・安全情報の提供	9
総務部	・個人情報保護推進事業	10
	・北朝鮮当局による拉致問題に関する広報・啓発事業	11
府民生活部	・犯罪被害者支援活動推進費	12
	・男女共同参画審議会開催事業	14
	・KYOのあけぼのフェスティバル開催事業	15
	・女性リーダー育成事業（京都府女性の船事業）	16
	・女性相談事業	17
	・ドメスティック・バイオレンス対策事業	18
	・保育ルーム設置促進事業	20
	・男女共同参画センター運営助成費	21
	・情報提供事業（男女共同参画センター）	22
	・高齢者等雇用環境整備事業（内職者団体補助）	23
	・地域団体育成事業	24
	・マザーズジョブカフェ推進事業	25
	・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）事業	26
	・京都女性起業家賞（アントレプレナー賞）事業	27
	・女性アントレプレナー支援事業費【②⑦実施計画のみ】	28
	・京の女性活躍応援事業【②⑥実施状況のみ】	28
	・輝く女性地域プラットフォーム推進事業費【②⑦実施計画のみ】	29
	・中小企業女性活躍応援事業費【②⑦実施計画のみ】	29
	・輝く女性応援補助事業費【②⑦実施計画のみ】	30
	・社会環境浄化推進費（青少年健全育成推進費）	31
	・青少年インターネット対策推進費【②⑦実施計画のみ】	32

部局名	事業名	頁数	
府民生活部 (人権啓発推進室)	・人権擁護啓発ポスターコンクール	33	
	・インターネット上の人権侵害等についての啓発	34	
健康福祉部	・ラジオリレートークによる普及啓発事業【②⑥実施状況のみ】	35	
	・「京都府Presents この地域で、ずっとさいごまで暮らしたい」府民公開シンポジウム【②⑥実施状況のみ】	35	
	・京都精華大学と連携した看取り事例漫画啓発冊子作成事業【②⑥実施状況のみ】	36	
	・看取りプロジェクト推進事業【②⑦実施計画のみ】	36	
	・高齢者総合相談センターの運営	37	
	・認知症総合対策事業	38	
	・高齢者の権利擁護の推進	40	
	・障害者虐待及び身体拘束の防止対策	41	
	・発達障害者支援体制整備事業（障害者自立支援費）	42	
	・発達障害者支援体制整備事業（障害児支援事業費）	43	
	・障害者に対する理解と交流促進活動	44	
	・障害者に関するシンボルマーク普及	45	
農林水産部	・農村女性育成事業	49	
	教育庁	・トータルアドバイスセンター設置事業	50
		・森と小川の教室推進事業	51
		・子どもの貧困対策事業【②⑦実施計画のみ】	52
		・いじめ防止対策等推進事業【②⑦実施計画のみ】	53
警察本部	・犯罪被害者支援【②⑥実施状況のみ】	54	
	・犯罪被害少年等に対する支援事業	56	
	・インターネット事業者等に対する指導及び利用環境の整備（サイバー犯罪対策）	57	

・ この資料は、「平成27年度実施計画」及び「平成26年度実施状況」から、審議対象事業を抜粋し、事業ごとに、26実施状況、27実施計画の順に掲載したものです。（※26実施状況がない事業は、27実施計画のみ掲載）

・ 目次に記載している事業名は原則として27年度実施計画のものであります。

事業名		実施時期	概要				担当課（室）				
【⑳実施状況】 生活サポート情報の提供		通年	〔概要〕 （公財）京都府国際センターホームページにおける外国籍府民に対する生活情報の提供 〔内容〕 英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語により提供 〔評価〕 ・言葉の障壁により、生活に必要な情報の入手が困難な外国籍府民に対し、母国語で情報を提供することにより、「暮らしやすい、学びやすい、働きやすい」生活環境に寄与 ・ホームページアクセス件数：182,513件				知事直轄組織 （知事室長G） 国際課				
【㉑事業計画】 生活サポート情報の提供		通年	（公財）京都府国際センターホームページや携帯メールによる外国籍府民に対する生活情報の提供 〔内容〕 （HP）英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語により提供 （携帯メール）やさしいにほんご、英語、中国語、フィリピン語で配信 （フェイスブック）日本語、英語で配信				国際課				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）							
			効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名		実施時期	概要						担当課（室）		
【②⑥実施状況】 外国語ラジオ番組放送		通年	〔概要〕 外国籍府民に生活情報等を提供するラジオ番組 〔内容〕 ・放送局： FM CO・CO・LO ・放送内容：英語、中国語による生活情報・府政情報 〔評価〕 ・外国籍府民の主要2言語による府政情報、生活情報など、外国籍府民に必要な府政情報を効果的に提供						知事直轄組織 （知事室長G） 国際課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）							
			効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名		実施時期	概要						担当課（室）		
【②⑥実施状況】 多言語による府政情報の発信		通年	〔概要〕 ・多言語による府政情報の発信 〔内容〕 府のホームページを多言語化（英語、中国語、韓国・朝鮮語） メールマガジン「Kyoto Prefecture Hot Information」（英語版）の発信（1回/月） 〔評価〕 ・多言語による情報提供を引き続き実施することが必要						知事直轄組織 （知事室長G） 国際課		
【②⑦事業計画】 多言語による府政情報の発信		通年	・府のホームページを多言語化（英語、中国語、韓国・朝鮮語） メールマガジン「Kyoto Prefecture Hot Information」（英語版）の発信（1回/月） ・留学生スタディ京都ネットワーク（仮称）を立ち上げ、総合的なポータルサイトにより、留学生支援情報を発信						国際課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）							
			効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名		実施時期	概要				担当課(室)				
【⑳実施状況】 京都府外国籍府民共生施策懇談会		通年	<p>〔目的・概要〕 外国籍府民の府政への参加を推進し、外国籍府民と共に生きる京都府づくりを進めるため、外国籍府民に関する諸問題や取り組むべき課題等について意見を求め、施策実施の参考とする。</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員 12名</li> <li>・テーマ 地域で外国籍府民を支援する団体等への活動支援について (外国籍府民と地域とのコミュニケーションの場を拓けるように)</li> <li>・開催回数 3回</li> </ul> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3回の懇談会を通じて、外国籍府民に関する諸問題について意見・要望等をお聞きし、報告書としてとりまとめた</li> <li>・課題解決や施策反映のために引き続き実施することが必要 (国際センターの窓口によく寄せられる相談情報をQ &amp; A形式でHPに掲載)</li> </ul>				知事直轄組織 (知事室長G) 国際課				
【㉑事業計画】 京都府外国籍府民共生施策懇談会		5～2月 頃の期間	<p>〔目的・概要〕 外国籍府民の府政への参加を推進し、外国籍府民と共に生きる京都府づくりを進めるため、外国籍府民に関する諸問題や取り組むべき課題等について意見を求め、知事に意見を報告</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員 16名以内</li> <li>・テーマ 外国籍府民が暮らしやすい多文化共生社会の形成を推進する施策や課題</li> <li>・開催回数 3回程度</li> </ul>				国際課				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
			効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名		実施時期	概要			担当課（室）					
【26実施状況】 京都地域留学生住宅支援制度		通年	<p>〔目的・概要〕 連帯保証人を見つけることができない外国人留学生が、「連帯保証人不要」な形で住宅確保ができるよう、「京都地域留学生住宅支援機構」が、本制度に賛同する協力事業者（仲介業者・管理業者・家主）と協力して留学生の住宅確保を支援</p> <p>〔内容〕 対象者：支援機構の会員大学に在籍または入学許可された学生で「留学」の在留資格を取得または取得することが確実であるもののうち、支援機構規程に定める特別会員となっているもの 対象物件：協力事業者からの斡旋、仲介によるもの 申請条件：留学生が大学、大学から機構を通して申請 機構運営機関：大学、（公財）大学コンソーシアム京都、（公財）京都府国際センター、（公財）京都市国際交流協会等（府、市はオブザーバー参加） 事務局：（公財）大学コンソーシアム京都</p> <p>〔評価〕 留学生の住宅確保に係る負担軽減に寄与（利用86件）</p>			知事直轄組織 （知事室長G） 国際課					
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）							
			効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名	実施時期	概要	担当課（室）
<p>【⑳実施状況】 外国人研究者・留学生等のための居住支援</p>	<p>通年</p>	<p>1 外国人研究者・留学生等に対する府営住宅への優先入居 〔目的・概要〕 外国人研究者又は留学生等の世帯のために優先枠を設け、府営住宅への入居募集を実施 〔内容〕 6月、10月、2月に大学を通して入居者を募集 〔評価〕 募集戸数を上回る応募があり、引き続き実施することが必要（6戸募集、8件応募）</p> <p>2 短期滞在外国人研究者等のための住宅確保 〔目的・概要〕 特別賃貸府営住宅を活用し、京都に短期間（原則1年以内）滞在する外国人研究者等に対して家具等を備えた住宅を提供 〔内容〕 主 体：KYOの海外人材活用推進協議会（事務局：京都府国際課） 確保住宅：岩倉長谷団地2戸、洛西竹の里団地1戸 提供時期：空室があれば随時、大学を通して入居者を募集 〔評価〕 ・短期滞在者の住宅確保に係る負担軽減に寄与</p> <p>3 「きょうと留学生オリエンテーションセンター」の運営 〔目的・概要〕 大学のまち京都にふさわしく、留学生の受入環境を整備するため、遊休府有資産を活用し、民間活力を導入した公民連携による自治体初の留学生宿舍「きょうと留学生オリエンテーションセンター」を運営 〔内容〕 既設のきょうと留学生ハウスに加え、新たに「きょうと留学生オリエンテーションセンター」に、「留学生オリエンター」を配置し、日本の生活に不慣れな入居留学生に対して、生活ルールの指導や地域住民との交流事業等を企画・実施 〔評価〕 平成26年3月に、さつき寮（45室）及びみずき寮（44室）を竣工。各室に家具や冷蔵庫を備え、日本での生活習慣等に早く慣れ、民間のマンション等へもスムーズに転居できるよう指導・支援をしている。</p>	<p>知事直轄組織 （知事室長G） 国際課</p>

<p><b>【⑳事業計画】</b> 外国人研究者・留学生等のための居住支援</p>		<p>通年</p>	<p>1 外国人研究者・留学生等に対する府営住宅への優先入居 〔目的・概要〕 外国人研究者又は留学生等の世帯のために優先枠を設け、府営住宅への入居募集を実施 〔内 容〕 6月、10月、2月に大学を通して入居者を募集</p> <p>2 短期滞在外国人研究者等のための住宅確保 〔目的・概要〕 特別賃貸府営住宅を活用し、京都に短期間（原則1年以内）滞在する外国人研究者等に対して家具等を備えた住宅を提供 〔内 容〕 主 体：KYOの海外人材活用推進協議会（事務局：京都府国際課） 確保住宅：岩倉長谷団地2戸、洛西竹の里団地1戸 提供時期：空室があれば随時、大学を通して入居者を募集</p> <p>3 「きょうと留学生オリエンテーションセンター」の運営 〔目的・概要〕 大学のまち京都にふさわしく、留学生の受入環境を整備するため、遊休府有資産を活用し、民間活力を導入した公民連携による自治体初の留学生宿舎「きょうと留学生オリエンテーションセンター」を運営 〔内 容〕 既設のきょうと留学生ハウスに加え、新たに「きょうと留学生オリエンテーションセンター」に「留学生オリエンテーター」を配置し、日本の生活に不慣れな入居留学生に対して、生活ルールの指導や地域住民との交流事業等を企画・実施</p>						<p>国 際 課</p>			
<p>推進計画との関係</p>	<p>人権教育・啓発の場</p>	<p>特定職業従事者</p>	<p>計画の推進策</p>	<p>人 権 問 題 等（該当する課題に○）</p>								
			<p>効果的な手法</p>	<p>同和問題</p>	<p>女性</p>	<p>子ども</p>	<p>高齢者</p>	<p>障害のある人</p>	<p>外国人</p>	<p>患者等</p>	<p>さまざまな人権</p>	<p>普遍的考え方</p>

事業名		実施時期	概要		担当課（室）
【②⑥実施状況】 外国人のための防災ガイドブック		通年	<p>〔目的・概要〕 普段生活する上で役立つ情報や風水害・地震などの災害が発生した際に役立つ情報を発信するため、多言語による冊子の配布及びホームページへの掲載を行い、外国籍府民の災害時支援に資する。</p> <p>〔内容〕 対象者：外国籍府民（約5万人）、外国人観光客等 作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語 配布場所：府内市町村（外国人登録窓口） 地域国際化協会 （公財）京都府国際センター</p> <p>〔評価〕 ・災害の少ない地域から来られた方や日本語が不慣れな方等の災害への備えに寄与 ・東日本大震災発生以降、大学が留学生に配布するため多くの提供依頼があった。</p>		知事直轄組織 （知事室長G） 国際課
【②⑦事業計画】 外国人のための防災ガイドブック		通年	<p>〔目的・概要〕 普段生活する上で役立つ情報や風水害・地震などの災害が発生した際に役立つ情報を発信するため、多言語による冊子の配布及びホームページへの掲載を行い、外国籍府民の災害時支援に資する。</p> <p>〔内容〕 対象者：外国籍府民（約5万人）、外国人観光客等 作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語 配布場所：府内市町村（外国人登録窓口） 地域国際化協会 （公財）京都府国際センター 府国際課</p>		国際課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）	
			効果的な手法	同和問題   女性   子ども   高齢者   障害のある人 <b>外国人</b> 患者等   さまざまな人権	普遍的考え方



事業名		実施時期	概要		担当課(室)
【26実施状況】 外国人のための医療ガイドブック		通年	<p>〔目的・概要〕 京都府外国籍府民共生施策懇談会からの外国籍府民への医療に関する支援の必要性についての指摘を踏まえて、外国籍府民が日本の病院にかかるとき役立つよう日本の医療制度や役立つ会話集(体の部位、症状等)を記載したリーフレット「外国人のための医療ガイドブック」を配布</p> <p>〔内容〕 対象者：外国籍府民(約5万人)、外国人観光客等 作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語 配付場所：府内市町村、地域国際化協会、(公財)京都府国際センター、府国際課</p> <p>〔評価〕 ・英語／やさしい日本語版 3,000部、中国語／やさしい日本語版 4,500部 韓国・朝鮮語・やさしい日本語版 2,500部をH23に作成 府HPからダウンロード可能 ・日本語が不慣れな外国籍府民が日本の病院にかかる際に、医師に症状を伝えるのに寄与</p>		知事直轄組織 (知事室長G) 国際課
【27事業計画】 外国人のための医療ガイドブック		通年	<p>〔目的・概要〕 京都府外国籍府民共生施策懇談会からの外国籍府民への医療に関する支援の必要性についての指摘を踏まえて、外国籍府民が日本の病院にかかるとき役立つよう日本の医療制度や役立つ会話集(体の部位、症状等)を作成し、ホームページに掲載</p> <p>〔内容〕 対象者：外国籍府民(約5万人)、外国人観光客等 作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語</p>		国際課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題	等(該当する課題に○)
			効果的な手法	同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等	さまざまな人権 普遍的考え方

事業名		実施時期	概要					担当課（室）			
【⑳実施状況】 外国籍府民のための安心・安全情報の提供		通年	<p>〔目的・概要〕 京都府外国籍府民共生施策懇談会において出された意見を踏まえ、病気、火事、犯罪等の緊急時における連絡、対応方法等といった基本情報を記載したリーフレットを配布し、外国籍府民の安心・安全な生活を支援する。</p> <p>〔内容〕 対象者：外国籍府民（約5万人）、外国人観光客等 作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語 配布場所：府内市町村（外国人登録窓口等） （公財）京都府国際センター・府国際課 地域国際化協会</p> <p>〔評価〕 ・救急、火事、交通事故発生時等の連絡先、災害が起こったときの避難、外国語の通じる病院などの入手方法、出入国管理、在留資格等の問い合わせ先、生活相談窓口等各種相談窓口など、日本語が不慣れな方等の緊急時等への備えに寄与</p>					知事直轄組織 （知事室長G） 国際課			
【㉑事業計画】 外国籍府民のための安心・安全情報の提供		通年	<p>〔目的・概要〕 京都府外国籍府民共生施策懇談会において出された意見を踏まえ、病気、火事、犯罪等の緊急時における連絡、対応方法等といった基本情報を記載したリーフレットを配布及びホームページへの掲載を行い、外国籍府民の安心・安全な生活を支援する。</p> <p>〔内容〕 対象者：外国籍府民（約5万人）、外国人観光客等 作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語 配布場所：府内市町村（外国人登録窓口等） （公財）京都府国際センター 地域国際化協会 府国際課</p>					国際課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）							
			効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名		実施時期	概要					担当課（室）			
【②⑥実施状況】 個人情報保護推進事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 個人情報保護制度に係る啓発の実施</p> <p>(2)内 容 ○事業種別 啓発 ○テーマ等 府ホームページ等における啓発、啓発パンフレットの配布 ○個人情報保護法に関する説明会 【主 催】消費者庁及び京都府の共催 【会 場】京都テルサ（京都市南区） 【内 容】消費者庁による講演 【参加者】157人 （近畿府県・市町村関係職員、民生・児童委員、学校職員、自治会関係、一般） 【評 価】 アンケート調査において「個人情報についての基礎が分かるように説明があり有益でした。」 「企業におけるルール作りと情報セキュリティ対策についてが、とても参考になった。」 「利活用について、具体例があって良かった。」等の意見があり、個人情報の保護と活用について考える機会を府民に提供することができた。 また、アンケートの回答者のうち9割を超える方から「有益であった」「まあ有益であった」との評価を得た。 アンケート調査において、「個人情報の取扱いについて過敏だと感じる事が多い。」「地域コミュニティ活動において誰もが神経質になりすぎている気がする。」の意見があり、引き続き個人情報の保護と活用について周知を進めることが課題 （改善の方法：各種研修等の機会をとらえた周知、啓発資料等を用いた窓口広報機会の増大等）</p>					総務部 政策法務課			
【②⑦事業計画】 個人情報保護推進事業		随時	<p>(1)事業の目的・概要 個人情報保護制度に係る啓発の実施</p> <p>(2)内 容 ○事業種別 啓発 ○テーマ等 府ホームページ等における啓発、啓発パンフレットの配布</p>					政策法務課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）							
			効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざま <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">な人権</span>

事業名		実施時期	概要					担当課（室）			
【⑳実施状況】 北朝鮮当局による拉致問題に関する広報・啓発事業		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 拉致問題に関する広報・啓発の実施</p> <p>(2) 内容 ○事業種別 啓発 ○テーマ等 1 北朝鮮人権侵害問題啓発週間（26年12月）での啓発 ・府庁での啓発パネル展示 ・府民だより、ラジオ、京都駅前の電光掲示板 ・法務省作成の啓発週間周知ポスターの掲示 ・京都新聞「人権口コミ情報」への掲載 ・政府主催行事の周知 2 その他 ・拉致問題関連イベントの後援及び広報活動への協力 ・国の拉致問題対策本部作成の拉致問題啓発ポスターの掲示 ・府ホームページによる周知 ・拉致被害者救出のための署名活動のPR ・ブルーリボンバッチの斡旋 ・拉致問題対策本部等主催の写真展へ本府作成の写真パネルの貸し出し</p> <p>(3) 評価 拉致問題の解決のためには、国民一人一人が関心を持ち続けることが重要であり、拉致問題の現状や解決に向けた取組について、府民への啓発を継続して行うことが必要。</p>					総務部 総務調整課			
【㉑事業計画】 北朝鮮当局による拉致問題に関する広報・啓発事業		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 拉致問題に関する広報・啓発の実施</p> <p>(2) 内容 ○事業種別 啓発 ○テーマ等 1 北朝鮮人権侵害問題啓発週間（27年12月予定）での啓発 ・府庁、振興局等での啓発パネル展示 ・府民だより、ラジオ、京都駅前の電光掲示板等による周知 ・法務省作成の啓発週間周知ポスターの掲示 2 その他 ・国の拉致問題対策本部作成の拉致問題啓発ポスターの掲示 ・国の拉致問題対策本部作成の小冊子の配布 ・府ホームページによる周知</p>					総務調整課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）							
			効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざま <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">な人権</span>

事業名	実施時期	概要	担当課(室)
<p>【⑳実施状況】 犯罪被害者等支援活動推進費</p>	<p>随時</p>	<p>〔概要〕社会全体で犯罪被害者等を総合的に支援するための「京都府犯罪被害者サポートチーム」の運用とともに、(公社)京都犯罪被害者支援センターにおける犯罪被害者等への相談・支援体制を充実</p> <p>〔内容〕</p> <p>(1) 総合的な相談窓口の設置と運用</p> <p>①概要・目的 府の総合相談窓口として平成19年度に設置した犯罪被害者サポートチームの効果的な運用を図るほか、府内の各市町村における被害者対応窓口の設置を促進</p> <p>②内容 ・サポートチームにおける相談受理事案への対応(66件)と関係機関との効果的連携 ・各市町村における被害者対応窓口の設置(全市町村において設置) ・各市町村における犯罪被害者等支援に特化した条例の制定(平成26年4月 全市町村施行) ・各市町村担当者向け研修会の開催 ・サポートチームのリーフレットの発行やメールマガジンによる情報提供(月1回)</p> <p>(2) (公社)京都犯罪被害者支援センターへの支援</p> <p>①概要・目的 フリーダイヤルによる電話相談や臨床心理士によるカウンセリングに要する経費等補助</p> <p>②内容 ・電話件数: 681件(内訳: フリーダイヤル 535件/ 一般回線 146件) ・面接相談: 134件(うちカウンセリング: 55件)</p> <p>(3) 犯罪被害者等への理解促進を図る広報啓発</p> <p>①概要・目的 犯罪被害者週間(11月25日~12月1日)をはじめとしてあらゆる機会を活用した広報啓発活動の推進</p> <p>②内容 ・犯罪被害者支援コーディネーター等による地域住民向け等の講演活動の実施(4回) ・京都府警察・京都市等との連携による広報活動の実施(7回) ・京都府警察等との連携による「生命のメッセージ展」の開催(1回)</p> <p>(4) 京都府警との共催による中高生を対象とした「いのちを考える教室」の実施(9回)</p> <p>〔評価〕 サポートチームの運用開始を契機として、犯罪被害者やその家族等の早期被害回復と負担軽減を目的とした府内における総合的支援体制の構築に向け様々な活動を展開した。 平成26年度の相談件数は66件。相談者の話を傾聴し、支援機関の教示や助言をすることによって、相談者の心的負担を和らげ、問題解決へ踏み出せるよう手助けした。また、犯罪被害者コーディネーターによる継続案件が1件あったが、相談者との対話により、民間医療機関のサポートへとつないだため、当府でのカウンセリングは終了した。 今後も継続的かつ効果的に研修会を開催して担当者のスキルアップを図るほか、情報交換等を活発にして関係機関相互の連携をさらに深める。また、市町村と共同により広報啓発活動を実施する等、地域レベルで住民理解の促進を図る必要がある。</p>	<p>府民生活部 安心・安全まちづくり推進課</p>

【㉗事業計画】 犯罪被害者等支援活動推進費		随時	社会全体で犯罪被害者をサポートできる環境づくりを推進するためのサポートチームによる総合的な支援とともに、公益社団法人 京都犯罪被害者支援センターにおける犯罪被害者等への相談・支援体制を充実  [内 容] ①市町村の相談窓口の充実と担当者の資質向上 ②市町村等との協働により、犯罪被害者への理解促進を図る為の府民に対する広報啓発 ③京都府警との共催による中高生等を対象とした「いのちを考える教室」の実施 ④公益社団法人 京都犯罪被害者支援センターへの支援					安心・安全まちづくり推進課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
			効果的な手法 国、市町村、民間連携	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名		実施時期	概要				担当課（室）				
【②⑥実施状況】 男女共同参画審議会開催事業		通年	<p>〔概要〕 男女共同参画社会基本法及び京都府男女共同参画推進条例に基づき策定した「京都府男女共同参画計画－ＫＹＯのあけぼのプラン（第3次）」の趣旨を普及啓発し、同プランに基づき関係施策を総合的かつ円滑に推進</p> <p>〔内容〕 ・男女共同参画審議会の開催（審議会1回） ・男女共同参画推進本部推進員会議の開催（1回） ・男女共同参画に関する意見交換会の開催（1回）</p> <p>〔評価〕 平成23年度からＫＹＯのあけぼのプラン（第3次）（平成23～32年度）に基づく取組をスタートさせ、女性の人権侵害対策やDV被害者の支援等を審議した。</p>				府民生活部 男女共同参画課				
【②⑦事業計画】 男女共同参画審議会開催費		通年	<p>京都府男女共同参画推進条例及び男女共同参画社会基本法に基づき策定した「ＫＹＯのあけぼのプラン（第3次）－京都府男女共同参画計画－」の趣旨を普及啓発し、同プランに基づき施策を総合的かつ円滑に推進</p> <p>〔内容〕 ・男女共同参画審議会の開催 ・男女共同参画推進本部、推進員会議の開催 ・男女共同参画に関する意見交換会の開催</p>				男女共同参画課				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）							
			国、市町村、民間連携	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名		実施時期	概要				担当課(室)				
【②⑥実施状況】 KYOのあけぼのフェスティバル開催事業		11月8日	<p>〔概要〕 男女共同参画社会の実現と、男女共同参画に関する府民の意識の高揚を図るため、講演やワークショップ、バザール等を実施 また、女性の能力発揮を促すための顕彰事業を実施</p> <p>〔内容〕 ・講演「女性の活躍の場の拡大とワーク・ライフ・バランス」 佐藤 博樹 氏（中央大学大学院戦略経営研究科(ビジネススクール)教授) ・京都府あけぼの賞表彰式 ・ワークショップ ・あけぼのバザール ほか</p> <p>〔会場〕 京都テルサ 〔参加者〕 約1,500人</p> <p>〔評価〕 男女共同参画社会の実現に向けて、女性を中心とする幅広い府民の参加と協働によるフェスティバルを開催し、男女共同参画の具体的なイメージの浸透を図るとともに、人権意識の高揚に寄与した。ワーク・ライフ・バランスや仕事と介護との両立支援、防災等、男女共同参画による豊かな地域社会づくりについて多様な視点から企画・開催した結果、大学生から80代までの幅広い世代の参加者の交流やネットワークの拡大強化を図ることができた。 今後も引き続き、若年代や男性の参加を一層促進する企画内容を実施していく。</p>				府民生活部 男女共同参画課				
【②⑦事業計画】 KYOのあけぼのフェスティバル開催費		11月21日 (予定)	<p>多世代が参画するワークショップ等幅広い府民の参加と協働による「KYOのあけぼのフェスティバル」を開催し、男女共同参画を推進 また、女性の能力発揮を促すための顕彰事業を実施</p> <p>〔内容〕 ・シンポジウム、ワークショップ等 ・「京都府あけぼの賞」の授与</p> <p>〔会場〕 京都テルサ</p>				男女共同参画課				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
			効果的な手法、民間等連携	同和問題	○女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権



事業名		実施時期	概要		担当課（室）
【②⑥実施状況】 女性リーダー育成事業（京都府女性の船事業）		8月9日 9月5日～8日 10月11日	<p>府内の女性たちが男女共同参画について、学習・交流を深めネットワークを築くとともに、地域社会や職場の諸問題に積極的に取り組む女性リーダーを養成するための研修事業を実施</p> <p>〔内容〕 事前研修（京都市内） 課題別グループ学習 など 現地研修（船内、訪問先（北海道）） 団長講話「世界に通じる「海の京都」をつくる！ ～府北部地域の観光まちづくりと今後の展開～」 小樽市総合博物館運河館等視察、石狩市女性団体との交流会 課題別グループ学習、全体発表・意見交換会など 事後研修（京都市内） 課題別グループ学習、全体発表・意見交換会など</p> <p>〔訪問先〕 北海道 〔参加者〕 97人 〔評価〕 府内各地域で活動している女性が、男女共同参画社会の形成に向けた諸課題について学習・交流を深め、さらに個人や団体間のネットワークの構築を図ることにより、修了後も情報の共有を図ると共に地域で多彩な活動を展開している。修了生で構成される京都府女性の船「ステップあけぼの」加入者（H26:49人）をはじめ、各地域で地域活動等を実践し、地域リーダーとしてさらなる活躍につながっている。</p>		府民生活部 男女共同参画課
【②⑦事業計画】 女性リーダー育成事業費（京都府女性の船事業）		7月10日～7月13日（予定）	<p>地域づくり・NPO活動等に関心のある女性や、職場でさらに能力を発揮したい女性に、学習とネットワーク構築の機会を提供し、地域・職場の課題解決や社会・経済の活性化のために活躍する女性リーダーを育成</p> <p>〔内容〕 事前研修、現地研修（船内及び訪問先）、事後研修（講義、課題別グループ学習・発表、訪問地の女性との意見交換等） 〔訪問先〕 北海道 〔募集人数〕 100名</p>		男女共同参画課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）	
				同和問題 ○女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方	

事業名		実施時期	概要		担当課(室)															
【⑳実施状況】 女性相談事業	通年	<p>女性が抱える様々な問題解決のためのアドバイスや、個別、既存の相談機関では対応できない女性に関わる問題、複合的な問題について相談・カウンセリングを実施</p> <p>〔内容〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>実績(㉑実績):件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性相談</td> <td>夫婦、親子関係、子育て不安、友人や地域の間人関係、生き方、性やからだなど女性が生活の中で直面する悩みの相談(電話、面接:各週2回実施)</td> <td>2,046(1,620)</td> </tr> <tr> <td>法律相談</td> <td>DV、離婚や金銭問題などの身近な法律上の問題についての相談(面接:月2回実施)</td> <td>87(83)</td> </tr> <tr> <td>女性のためのカウンセリング</td> <td>性別役割意識や固定観念などにとらわれ悩む女性への心理的サポート(面接:週1回実施)</td> <td>138(133)</td> </tr> <tr> <td>女性のための労働相談</td> <td>待遇や労働条件、職場の間人関係、セクハラ・パワハラ等、女性が仕事をする上で直面する悩みの相談(電話、面接:各週2回実施)</td> <td>1,393(1,338)</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔評価〕 平成25年度と比較すると、全体的に相談件数は増加している。深刻な悩み相談も多く、引き続き、相談やカウンセリングを実施していく必要がある。 また、相談内容を踏まえ、支援については京都ジョブパークマザーズジョブカフェや京都府家庭支援総合センター等の関係機関とも連携しながら対応し、女性の悩みの解決と社会参画に寄与している。</p>			区分	内容	実績(㉑実績):件	女性相談	夫婦、親子関係、子育て不安、友人や地域の間人関係、生き方、性やからだなど女性が生活の中で直面する悩みの相談(電話、面接:各週2回実施)	2,046(1,620)	法律相談	DV、離婚や金銭問題などの身近な法律上の問題についての相談(面接:月2回実施)	87(83)	女性のためのカウンセリング	性別役割意識や固定観念などにとらわれ悩む女性への心理的サポート(面接:週1回実施)	138(133)	女性のための労働相談	待遇や労働条件、職場の間人関係、セクハラ・パワハラ等、女性が仕事をする上で直面する悩みの相談(電話、面接:各週2回実施)	1,393(1,338)	府民生活部 男女共同参画課
		区分	内容	実績(㉑実績):件																
女性相談	夫婦、親子関係、子育て不安、友人や地域の間人関係、生き方、性やからだなど女性が生活の中で直面する悩みの相談(電話、面接:各週2回実施)	2,046(1,620)																		
法律相談	DV、離婚や金銭問題などの身近な法律上の問題についての相談(面接:月2回実施)	87(83)																		
女性のためのカウンセリング	性別役割意識や固定観念などにとらわれ悩む女性への心理的サポート(面接:週1回実施)	138(133)																		
女性のための労働相談	待遇や労働条件、職場の間人関係、セクハラ・パワハラ等、女性が仕事をする上で直面する悩みの相談(電話、面接:各週2回実施)	1,393(1,338)																		
【㉑事業計画】 女性相談事業費	通年	<p>女性が抱える様々な問題解決のためのアドバイスや、個別、既存の相談機関では対応できない女性に関わる問題、複合的な問題について相談・カウンセリングを実施</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談(夫婦、親子関係、地域の間人関係、DV等、女性が生活の中で直面する悩みの相談 電話、面接:各週2回実施)</li> <li>・労働相談(待遇や労働条件、セクハラ等、女性が仕事をする上で直面する悩みの相談 電話、面接:各週4回実施)</li> <li>・女性のための法律相談(DV、離婚等、身近な法律上の問題についての相談 面接:月2回実施)</li> <li>・女性のためのカウンセリング(性別役割意識や固定観念などにとらわれ悩む女性への心理的サポート 面接:週1回実施)</li> </ul> <p>〔会場〕 京都府男女共同参画センター</p>			男女共同参画課															
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)																
				同和問題	○女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方															

事業名	実施時期	概要	担当課(室)
<p>【⑳実施状況】 ドメスティック・バイオレンス対策事業</p>	<p>通年</p>	<p>DV(ドメスティック・バイオレンス)の被害者支援や防止対策を図るため、被害者のグループカウンセリングや相談体制の整備を実施</p> <p>〔DV被害者の自立支援グループワーク〕 府北部地域で3回実施1クール 延べ21人 府南部地域で6回実施2クール 延べ47人 (計 68人)</p> <p>〔DV啓発講座〕 府北部地域で1回実施 172人 府南部地域で1回実施 46人 (計 218人)</p> <p>〔相談ネットワーク会議〕 2回開催</p> <p>〔集中啓発活動の実施〕 平成26年度「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間」(11月12日～25日)として、パープルリボンキャンペーン2014(京都駅前街頭啓発を行うとともに、京都タワーを紫色にライトアップし、配偶者等に対する暴力の根絶を呼びかけ)や、府内一斉街頭啓発、「DVを考えるつどい」を実施。</p> <p>〔DV啓発資料の作成・配布〕 「DVに気づいてください」30,000部作成。府内各市町村、関係機関等に配布。</p> <p>〔DV防止啓発ニュースの作成・配布〕 30,000部作成。府内各市町村、関係機関等に配布</p> <p>〔配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議〕 全体会1回、実務者会議3回開催、シンポジウム1回開催</p> <p>〔評価〕 各種DV啓発資料の作成等の取組みが、府民へのDVに対する理解につながっている。DV被害者の自立支援グループワークの実施については、これまで1クール・6回だったものを、1クール・3回にし、参加者への負担を軽減した。また、参加者の孤立感・自責感の軽減や他者への信頼感の回復、DVに関する正しい理解などの効果があった。このような取組みは、被害者の心理的ケア、自立支援の一助となっている。</p>	<p>府民生活部 男女共同参画課</p>

<p>【⑳事業計画】 ドメスティック・バイオレンス対策事業費</p>		<p>通 年</p>	<p>DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者支援や防止対策を図るため、徹底的な普及啓発活動や被害者の自立支援のためのグループワーク等を実施</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発カードの作成・設置</li> <li>・集中啓発活動の実施</li> <li>・啓発、相談、保護・自立支援等に係る関係団体で構成する「配偶者等からの暴力 に関するネットワーク京都会議」の開催</li> <li>・自立支援グループワーク</li> <li>・二次的被害の防止等に向けた啓発講座</li> </ul> <p>〔会 場〕</p> <p>京都府男女共同参画センターほか</p>				<p>男女共同参画課</p>				
<p>推進計画との関係</p>	<p>人権教育・啓発の場</p>	<p>特定職業従事者</p>	<p>計画の推進策</p>	<p>人 権 問 題 等（該当する課題に○）</p>							
			<p>教育啓発資料等整備効果的な手法</p>	<p>同和問題</p>	<p>○女性</p>	<p>○子ども</p>	<p>○高齢者</p>	<p>障害のある人</p>	<p>○外国人</p>	<p>○患者等</p>	<p>さまざまな人権</p>

事業名		実施時期	概要		担当課（室）
【26実施状況】 保育ルーム設置促進事業		通年	<p>乳幼児を持つ女性等の社会参画を促進するため、京都府が実施する講演会等に「保育ルーム」を設置</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象行事 府主催（府が団体等に委託して実施するものを含む。）の講演会、各種試験、職業訓練、イベント等の行催事で、事前に参加者から保育ルームの申込みを受け付ける事業</li> <li>・対象施設 事業実施担当課が実施会場に保育ルームを設置</li> </ul> <p>〔設置件数〕 241件</p> <p>〔託児数〕 980人</p> <p>〔評価〕</p> <p>乳幼児を持つ女性が就職支援講座・セミナーを受講する際に利用する等、女性の就業支援の充実をはじめ、社会参画に寄与している。</p>		府民生活部 男女共同参画課
【27事業計画】 保育ルーム設置促進事業費		通年	<p>乳幼児を持つ女性等の社会参画を促進するため、京都府が実施する行催事等に「保育ルーム」を設置</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象行事 府主催（府が団体等に委託して実施するものを含む。）の講演会、各種試験、職業訓練、イベント等の行催事で、事前に参加者から保育ルームの申込みを受け付ける事業</li> <li>・対象施設 事業実施担当課が実施会場に保育ルームを確保</li> </ul>		男女共同参画課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）	
				同和問題 <u>女性</u> 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普通的考え方

事業名		実施時期	概要				担当課（室）				
【⑳実施状況】 男女共同参画センター運営助成事業		通年	<p>男女共同参画推進条例、KYOのあけぼのプラン（第3次）に基づき、男女共同参画社会づくりを推進する拠点として、京都府男女共同参画センターの運営及び交流、相談事業等に対して助成</p> <p>〔評価〕 男女共同参画推進条例に基づく拠点施設として、女性のチャレンジ支援に関する事業や関係団体等の交流支援、また、新たに介護問題を通して男性の家庭や地域参画の促進を図る取組を進めるなど、府における男女共同参画の推進に寄与している。</p>				府民生活部 男女共同参画課				
【㉑事業計画】 男女共同参画センター運営助成費		通年	府の男女共同参画の推進に関する拠点施設である京都府男女共同参画センターの運営等に対して助成				男女共同参画課				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）							
				同和問題	○女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名		実施時期	概要				担当課（室）				
【②⑥実施状況】 情報提供事業		通年	京都府男女共同参画センターの情報提供機能等の充実  〔内容〕 人材情報の提供等（登録者数：1,528人）ほか  〔評価〕 男女共同参画等に関する図書の整備や、各分野で活躍する女性や男女共同参画に関する講演等が可能な人材情報の提供により、府民の人権についての学習機会の確保に寄与している。				府民生活部 男女共同参画課				
【②⑦事業計画】 情報提供事業費		通年	京都府男女共同参画センターの情報提供機能等を充実  〔内容〕 ・男女共同参画社会づくりのための情報発信（チラシ、HP、メールマガジン等） ・男女共同参画に関する資料等の収集、発信				男女共同参画課				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）							
				同和問題	○女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名		実施時期	概要				担当課（室）				
【⑳実施状況】 高齢者等雇用環境整備事業（内職者団体補助）		通年	内職者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、内職者団体の運営に対して助成 〔助成対象〕 5団体 〔評価〕 孤立しがちな女性内職従業者への支援、技術指導等を行い、労働条件の向上と生活の安定に寄与している。				府民生活部 男女共同参画課				
【㉑事業計画】 高年齢者等雇用環境整備事業費（内職者団体補助）		通年	内職者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、内職者団体の運営に対して助成 〔対象団体〕 3団体、2市				男女共同参画課				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）							
				同和問題	○女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権



事業名		実施時期	概要				担当課（室）				
【⑳実施状況】 地域団体育成事業		通年	府内の広域的な女性団体が行う啓発事業、健康関連事業、ネットワーク促進事業等に対して助成  〔助成対象〕 6団体  〔評価〕 広域的な活動を行う女性団体の各種事業に助成することにより、女性団体のみならず、広く府民の人権意識の高揚に寄与している。				府民生活部 男女共同参画課				
【㉑事業計画】 地域団体育成費		通年	府内の広域的な女性団体が行う啓発事業、健康関連事業、ネットワークづくり事業等に対して助成  〔助成対象〕 6団体				男女共同参画課				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）							
				同和問題	○女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名		実施時期	概要		担当課（室）
【②⑥実施状況】 マザーズジョブカフェ推進事業		通年	<p>子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて、子育てと就業をワンストップで支援</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業相談、保育相談、職業紹介など女性の就職を総合的に支援するマザーズジョブカフェの運営 利用者数：延べ 22,166人 就職内定者：1,078人</li> <li>・マザーズジョブカフェ北部サテライトの運営及び巡回相談の実施 利用者数：延べ 1,834人 就職内定者 117人</li> <li>・ママ再就職フェアの実施 来場者数：61人 参加企業：31社</li> </ul> <p>〔評価〕 子育て期を中心とした女性の就業支援施設として、女性の再就職及び仕事と家庭の両立に寄与している。</p>		府民生活部 男女共同参画課
【②⑦事業計画】 マザーズジョブカフェ推進費		通年	<p>子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて、子育てと就業をワンストップで支援</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業相談や保育相談の実施</li> <li>・就職活動中や就職決定後保育所が決まるまでの一時保育</li> <li>・東京都ジョブパークマザーズジョブカフェの運営、巡回相談の実施</li> <li>・再就職に向けた、仕事と子育ての両立に役立つ情報の提供やパソコン講座等を 実施</li> </ul>		男女共同参画課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）	
				同和問題 <u>女性</u> 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方	

事業名		実施時期	概要		担当課（室）
【⑳実施状況】 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）事業		通年	<p>公労使一体で取組む京都ワーク・ライフ・バランスセンターを拠点にし、中小企業の実践活動や府民の地域参加を促進することにより、仕事・生活・地域活動等が調和した府民生活の実現を図る。</p> <p>〔内容〕 ワーク・ライフ・バランス企業応援チームによる中小企業の実践活動支援 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業 50社（累計 205社）</p> <p>ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業 358社（累計 2,035社）</p> <p>：「京都ワーク・ライフ・バランスウィーク」（11/19～11/25）の設定 ワーク・ライフ・バランス推進サイトの開設（H24.3）による企業情報の発信</p> <p>・地域主体のワーク・ライフ・バランス推進への実践活動 ワーク・ライフ・バランス交流会への参加者数 104人</p> <p>〔評価〕 平成23年4月に設置した企業支援チーム（H26.9～企業応援チーム）の中小企業の実践活動により 認証企業数が大幅に増加（⑰10社、⑱16社、㉑10社、㉒5社、㉓25社、㉔43社、㉕46社、㉖50社 累計 205社）</p> <p>「ワーク・ライフ・バランス」という言葉や内容の認知度を高めるため、府民への広報、地域におけるワーク・ライフ・バランス推進活動の支援等、社会全体でのワーク・ライフ・バランスの実現に向け、より一層の実践を進める。</p>		府民生活部 男女共同参画課
【㉑事業計画】 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）事業費		通年	<p>公労使一体で取り組む京都ワーク・ライフ・バランスセンターを拠点として、中小企業の実践活動や府民の地域活動の参加等を促進することにより、仕事・生活・地域活動等が調和した府民生活を実現</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業応援チーム等による中小企業の実践活動支援</li> <li>・「京都ワーク・ライフ・バランスウィーク」の実践などによる府民への啓発活動</li> <li>・中小企業や府民の理解促進を図るセミナーの開催</li> </ul>		男女共同参画課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）	
				同和問題 ○女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方

事業名		実施時期	概要		担当課（室）
【②⑥実施状況】 京都女性起業家賞（アントレプレナー賞）事業		通年	<p>新たなビジネスを提唱する女性からの提案を全国から公募し、女性の起業モデルとなる提案を顕彰するとともに事業化を支援</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都女性起業家賞の授与</li> <li>・ブラッシュアップセミナー、中小企業診断士相談会等の開催</li> <li>・募集期間：平成26年6月3日～8月29日</li> <li>・応募件数：32件（受賞7件）</li> </ul> <p>〔評価〕</p> <p>京都府内から30件、他都府県から2件の応募があり、発酵食専門のカフェ&amp;レストラン運営や、京都市内を紹介するフリーペーパー発行など7事業が受賞した。引き続き経営相談や広報活動への協力を行い、女性の起業モデルとなれるよう取り組みを進める。</p>		府民生活部 男女共同参画課
【②⑦事業計画】 京都女性起業家賞（アントレプレナー賞）事業費		通年	<p>新たなビジネスを提唱する女性からの提案を全国から公募し、女性の起業モデルとなる提案を顕彰するとともに事業化を支援</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都女性起業家賞の授与</li> <li>・ブラッシュアップセミナー、個別相談の開催</li> </ul> <p>〔募集事業〕 人々の生活向上や地域社会・経済の活性化に寄与する女性の起業モデル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画・資金計画が具体化され、今後1年以内に事業化を予定している、又は、事業を始めて概ね3年以内のビジネスモデル</li> <li>・既に事業を営んでいる個人や団体の方などが業態転換や新規事業に進出する第2創業的なビジネスモデル（事業を始めて概ね3年以内）</li> </ul> <p>〔応募資格〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都で活躍している、又は京都で事業を展開する予定のある女性。その他、京都にゆかりのある事業を展開（予定）している女性</li> <li>・法人・団体の場合は、代表者が女性であること。</li> </ul>		男女共同参画課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）	
				同和問題 <u>女性</u> 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方

事業名		実施時期	概要					担当課（室）			
【⑳事業計画】 女性アントレプレナー支援事業費		通年	<p>女性の起業による地域・経済の活性化を図るため、府民の生活向上や地域社会・経済の活性化に寄与する女性の起業モデルの事業化や育成型ビジネス交流フェアによる販路拡大、ロールモデル・取引先、女性起業家同士等のネットワーク構築を支援することで、地方創生を担う女性起業家を育成</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性のビジネスプラン事業化支援</li> <li>・ 女性起業家の育成型ビジネス交流フェア</li> <li>・ 女性起業家のネットワーク構築交流会</li> </ul>					府民生活部 男女共同参画課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）							
				同和問題	○女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名		実施時期	概要					担当課（室）			
【㉑実施状況】 京の女性活躍応援事業		通年	<p>働く女性のネットワーク「女子シャインCheers!」により、企業における女性の就業継続やキャリアアップ（資格取得・スキルアップ）を支援するため、府内女性社員のネットワークを構築するとともに、モデルとなる先輩社員による後輩社員の支援を実施</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「女子シャインCheers!」会員登録者数766人（平成27年3月31日現在）</li> <li>・ メンター講座開催回数20回、参加者延べ 330人</li> </ul> <p>〔評 価〕</p> <p>新規会員登録者が前年度の150%増加し、参加者アンケート回答者（248人）のうち、講座の満足度を5段階評価の5及び4とした人は238人（96%）と参加者の講座の満足度は非常に高かった。今年度は、講座の企画をさらに工夫するとともに、SNS等を通して会員間のネットワークを強化したい。</p>					府民生活部 男女共同参画課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）							
				同和問題	○女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名		実施時期	概要					担当課（室）			
【⑰事業計画】 輝く女性地域プラットフォーム推進事業費		通年	府内全域の女性の活躍を図るため、府内5箇所（広域振興局管内及び京都市・乙訓地域）に地域の多様な女性で構成するプラットフォームを組織し、地域で女性が活躍できる環境づくりに向けた課題抽出や取組企画を実施					府民生活部 男女共同参画課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）							
				同和問題	○女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名		実施時期	概要					担当課（室）			
【⑰事業計画】 中小企業女性活躍応援事業費		通年	<p>①推進計画策定等 経済団体等と行政の連携で「輝く女性応援京都会議（仮称）」を運営し、企業の継続的な女性登用、女子学生の採用・定着拡大等に向けたオール京都の推進計画を策定。また、企業の女性活躍実態調査を実施</p> <p>②人事部・見える化 「輝く女性応援京都会議（仮称）」に人事部を新設し、女性活躍応援マネージャーを配置し、中小企業の女性活躍のための計画の策定支援、女性社員向け相談、社員交流会、研修（人材育成、環境整備、ハラスメント対策）等を実施 また、女子大生向けのキャリアデザインセミナーや、女性の活躍シンポジウムの開催、女性の活躍事例集を作成</p>					府民生活部 男女共同参画課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）							
				同和問題	○女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名		実施時期	概要				担当課（室）				
【⑳事業計画】 輝く女性応援補助事業費		通年	少子高齢化、人口減少が進み、地域力が低下する中、女性の活躍促進が求められており、すべての女性が輝く京都づくりを推進するため、地域・家庭・職場で女性が輝くための取組経費に対して補助  (1) 補助対象 女性が輝くための取組を提案するグループ、企業 (2) 補助率 3/4（地域・家庭） 又は 1/2（職場） (3) 補助上限 1件 500千円 (4) 取組例 研修、グループ学習、成果発表会、情報交換サイト作成、女性起業家による共同店舗運営等				府民生活部 男女共同参画課				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）							
				同和問題	○女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名	実施時期	概要	担当課(室)
<p>【⑳実施状況】 青少年健全育成推進費</p>	<p>随時</p>	<p>(1) 青少年を取り巻く社会環境浄化に係る経営者や地域住民等の自主的な取組を推進</p> <p>(2) 【内 容】</p> <p>1 審議会の開催</p> <p>(1) 事業の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年の健全な育成のための総合的施策の樹立及び実施に関する重要事項の調査審議</li> </ul> <p>(2) 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度3回開催し、有害図書類の指定等について審議</li> </ul> <p>2 有害図書の指定</p> <p>(1) 事業の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例に基づき青少年に有害な図書類を指定し、青少年への販売、貸付等を禁止</li> </ul> <p>(2) 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計4回で雑誌類18点、ビデオ類1点の計19点を指定</li> </ul> <p>3 立入調査の実施</p> <p>(1) 事業の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7月、府内一斉に条例規制店舗等に立入り、条例の施行状況について点検、指導</li> </ul> <p>(2) 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延べ115名の調査員により、173件の調査を実施</li> </ul> <p>4 社会環境浄化推進員</p> <p>(1) 事業の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の普及、啓発等を行うボランティアを委嘱し、青少年の社会環境浄化を推進</li> </ul> <p>(2) 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府内に350名の社会環境浄化推進員を委嘱し、各地で活動</li> </ul> <p>5 広報・啓発活動(インターネット上の有害情報対策を含む)</p> <p>(1) 事業の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートフォン等、インターネット機器のフィルタリング促進を含め、青少年の健全な育成を図るため様々な媒体を通じて、府民に啓発</li> </ul> <p>(2) 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パネル展(7月6箇所)、街頭啓発(3回)</li> </ul> <p>(3) 【評 価】</p> <p>青少年を取り巻く社会環境の浄化のための事業を実施。携帯電話のフィルタリングの定着については、保護者等への啓発を行うとともに、急速に普及が進むスマートフォンのフィルタリングについても、携帯電話販売各社の取り組みの実態把握を指導・要請に努めている。</p>	<p>府民生活部 青少年課</p>



【27事業計画】 社会環境浄化推進費		随時	青少年を取り巻く社会環境浄化に係る経営者や地域住民等の自主的な取組を推進					青少年課			
			内 容 ・ 審議会の開催 ・ 有害図書 の 指定 ・ 店舗等への立入調査の実施 ・ 広報・啓発活動 ・ インターネットの適切な利用を促進するための啓発活動								
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
				同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名	実施時期	概要							担当課(室)		
【27事業計画】 青少年インターネット対策推進費	4月 (予定)	ネットトラブルの初期段階で青少年やその保護者等が気軽に相談できる専用窓口設置							府民生活部 青少年課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
				同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名		実施時期	概要		担当課(室)
【②⑥実施状況】 人権擁護啓発ポスターコンクール		募集期間 7～9月  表彰式 11月	<p>小・中・高校生がポスター制作を通じて、基本的人権に対する一層の理解を深め、人権尊重の精神を培うため人権啓発ポスターコンクールを実施。</p> <p>〔応募資格〕 府内の小・中・高・特別支援学校・外国人学校に通学する児童・生徒</p> <p>〔表彰〕 知事賞、京都市長賞等京都人権啓発推進会議構成団体各賞計12点 優秀賞26点 佳作62点</p> <p>〔応募作品数〕 5,332点(参加校数187校) (*25年度:4,841点(178校))</p> <p>〔その他〕 京都ヒューマンフェスタの会場で優秀作品展を開催するとともに、カレンダーやポスターなど啓発資材として活用</p> <p>〔評価〕 小・中・高校生が人権について考え、表現する機会として定着し、毎年多くの学校から多数の作品が寄せられている。入選作品は親しみやすい印象のデザインとして、啓発資材等での活用が可能。</p>		府民生活部 人権啓発推進室
【②⑦事業計画】 人権擁護啓発ポスターコンクール		募集期間 7～9月	<p>小・中・高校生を対象に、人権啓発ポスターの制作を通じて、基本的人権に対する一層の理解を深め、人権尊重の精神を培うことを目的に絵画作品のコンクールを実施する。</p> <p>〔応募資格〕 府内の小・中・高・特別支援学校・外国人学校に通学する児童・生徒</p> <p>〔表彰〕 知事賞、京都市長賞等京都人権啓発推進会議構成団体各賞、優秀賞及び佳作</p> <p>〔その他〕 優秀作品を展示するとともに、啓発資料として作品を活用</p> <p>〔募集目標〕 5000人</p>		人権啓発推進室
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等(該当する課題に○)	
			効果的な手法・市町村連携	同和問題	女性 ③子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権 ③普遍的考え方

事業名		実施時期	概要		担当課（室）
【②⑥実施状況】 インターネット上の人権侵害等についての啓発		通年	関係行政機関等と連携し、インターネット上の人権侵害等について啓発するための府民講座（研修会）を開催する。  〔内 容〕 情報リテラシー、インターネットの危険性と対処方法、リスク情報の提供、情報モラルの向上など 〔実施箇所〕 6箇所  〔時 期〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・精華町 （開催日：7月9日 参加人数：約100人）</li> <li>・京丹後市 （開催日：10月2日 参加人数：約60人）</li> <li>・八幡市 （開催日：10月24日 参加人数：約150人）</li> <li>・長岡京市 （開催日：11月6日 参加人数：約60人）</li> <li>・亀岡市 （開催日：11月16日 参加人数：約80人）</li> <li>・宇治田原町（開催日：2月22日 参加人数：約70人）</li> </ul>		府民生活部 人権啓発推進室
【②⑦事業計画】 インターネット上の人権侵害等についての啓発		通年	関係行政機関等と連携し、インターネット上の人権侵害等について啓発するための府民講座（研修会）を開催する。  〔内 容〕 情報リテラシー、インターネットの危険性と対処方法、リスク情報の提供、情報モラルの向上など 〔実施箇所〕 6箇所程度 〔時 期〕 未定		人権啓発推進室
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）	
			効果的な手法、市町村等連携	同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">さまざまな人権</span>	普遍的考え方

事業名		実施時期	概要				担当課（室）			
【⑳実施状況】 ラジオリレートークによる普及啓発事業		8月～12月	<p>看取り期において専門ケアを実施するスタッフにより看取りの事例等について発信し、一人ひとりが命について考え、死に向き合える看取りの文化が醸成される社会を構築する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・KBSラジオ「笑福亭晃瓶のほっかほかラジオ」によるリレートーク放送</li> <li>8月 在宅療養支援診療所医師（本人の意志を尊重した在宅看取り事例の発信）</li> <li>9月 介護支援専門員副会長（尊厳ある看取り、死のための意思決定の大切さの発信）</li> <li>10月 訪問看護ステーション副会長（末期がん患者の在宅生活を最期まで支えた事例の発信）</li> <li>11月 地域密着型サービス事業所協議会理事（通所、訪問、泊まりによる在宅支援事例の発信）</li> <li>12月 知事やリレートーク出席者、光苑等による公開シンポジウムを実施し、内容を放送</li> </ul> <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々なケースによる看取りの事例をわかりやすく発信でき、誰にでも訪れる死や看取りについて考え、自身が希望する療養場所や医療・介護等を考えるきっかけづくりをすることができた。</li> </ul>				健康福祉部 高齢者支援課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策				人 権 問 題 等（該当する課題に○）			
	地域社会、家庭	医療、保健福祉関係者	同和問題	女性	子ども	高齢者		障害のある人	外国人	患者等

事業名		実施時期	概要				担当課（室）			
【㉑実施状況】 「京都府Presents この地域で、ず～っとさいごまで暮らしたい」府民公開シンポジウム		11月	<p>府民が、自分自身や家族の終末期において希望する療養場所や医療、看取り介護について予め考えるきっかけづくりとなるよう、公開シンポジウムを開催</p> <p>【主催】京都府</p> <p>【会場】KBSホール（京都市上京区）</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公開シンポジウム、認知症啓発パネル展の開催など</li> <li>トーク「住み慣れた地域で最期まで暮らし続けるために」 京都府知事</li> <li>ラジオリレートーク出演者によるグループトーク</li> <li>講演「ホスピスの看護師として『輝く命に寄り添って』」 京都大学大学院医学研究科教授</li> </ul> <p>【参加者】440人（目標参加人数：350人）</p> <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看取りは一般的に重いテーマであるが、参加者からも人生の最終章において命の尊厳を考える機会になったといった声が寄せられた。</li> </ul>				健康福祉部 高齢者支援課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策				人 権 問 題 等（該当する課題に○）			
	地域社会、家庭	医療、保健福祉関係者	同和問題	女性	子ども	高齢者		障害のある人	外国人	患者等

事業名		実施時期	概要					担当課（室）			
【⑳実施状況】 京都精華大学と連携した看取り事例漫画啓発冊子作成事業		通年	<p>いつかは全ての人に訪れる「死（看取り）」を府民一人ひとりが自分自身の身近な問題として考えるための啓発を行うため、京都精華大学と連携し、在宅での看取りの事例をわかりやすい漫画啓発冊子を作成。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅と病院の連携（退院支援）事例を理解することによるイメージづくり</li> <li>・在宅での療養や病院との調整を支える職種や連携の理解促進</li> <li>・意思決定、意思表示をすることの大切さ</li> <li>・本人、家族の心の揺らぎが自然に起こることの理解 等をストーリー仕立てにし、冊子を作成</li> </ul> <p>※冊子の作成過程において、看取りに係る講義を行い、学生への啓発を実施</p> <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体や関係機関、一般書店等で配布し、2万冊をほぼ配布。看護師や介護支援専門員の研修にも活用され、人生の最終章において本人の命の尊厳の大切さを啓発する重要なツールとして活用されている。</li> </ul>					健康福祉部 高齢者支援課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）							
	地域社会、家庭	医療、保健福祉関係者		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名		実施時期	概要					担当課（室）			
【㉑事業計画】 看取りプロジェクト推進事業		通年	<p>超高齢社会を目前に控え、住み慣れた地域で最期まで自分らしい暮らしを送ることができる社会を実現するため、療養する場所や医療・介護等が柔軟に選択できる環境と体制を構築する。</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看取りについて考える府民意識の醸成（看取り事例の発信やラジオリレートーク等）</li> <li>・看取りサポート専門人材の養成（医師・看護師・介護支援専門員・介護職員） など</li> </ul>					健康福祉部 高齢者支援課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）							
	地域社会、家庭、企業・職場	医療、健康福祉従事者		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名		実施時期	概要		担当課（室）
【⑳実施状況】 高齢者総合相談センターの運営		通年	<p>高齢者が抱える各種の心配、悩み事等に対し、総合的かつ迅速に対応するとともに、各種情報を提供</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般相談（高齢者及びその家族等からの相談） 305件</li> <li>・専門相談（法律相談等） 95件</li> <li>・情報提供（高齢者及び高齢化等に関する各種情報の収集・提供等） 2,202件</li> </ul> <p>【運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（公財）京都SKYセンター内に設置。同センターに委託</li> </ul> <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律相談等、複雑な案件に応える場の提供により、高齢者の生活への支援など、所期の目的を概ね達成することができた。</li> <li>・シニア・高齢者に関する施策・事業を行う他団体との情報交換を密にし、高齢者関連情報の集約・発信の機能をさらに発揮させることが必要</li> </ul>		健康福祉部 高齢者支援課
【㉑事業計画】 高齢者総合相談センターの運営		通年	<p>高齢者が抱える各種の心配、悩み事等に対し、総合的かつ迅速に対応するとともに、社会参加の意欲のある人には活躍の場となる情報など、幅広い情報を提供</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般相談（高齢者及びその家族等からの相談対応）</li> <li>・専門相談（法律相談等）</li> <li>・情報提供（高齢者、高齢社会、地域情報等に関する各種情報の収集及び提供）</li> </ul> <p>〔実施法人〕</p> <p>（公財）京都SKYセンター内に設置。同センターに運営委託</p>		高齢者支援課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）	
	地域社会			同和問題	女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方

事業名	実施時期	概要	担当課（室）
<p>【⑳実施状況】 認知症総合対策事業</p>	<p>通年</p>	<p>認知症の早期発見や専門的な診断、初期認知症の方や家族への集中的な支援や居場所づくり等、認知症治療総合支援体制の確立を図る。</p> <p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症疾患医療センターの設置・運営支援（8箇所） <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター（平成23年10月1日指定）</li> <li>・京都府立医科大学附属病院（平成23年10月1日指定）</li> <li>・京都府立医科大学附属北部医療センター（平成26年3月1日指定）</li> <li>・公立南丹病院（平成26年3月1日指定）</li> <li>・一般財団法人療道協会西山病院（平成24年12月1日指定）</li> <li>・京都府立洛南病院（平成23年10月1日指定）</li> <li>・医療法人栄仁会宇治おうばく病院（平成24年12月1日指定）</li> <li>・京都山城総合医療センター（平成26年3月1日指定）</li> </ul> </li> <li>○認知症初期集中支援チームの設置（5市町）</li> <li>○初期認知症対応型カフェの設置（54箇所）</li> <li>○医療・介護人材育成・多様な相談窓口の設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師や看護師等専門職向けの認知症対応力向上研修を実施（修了者997名）</li> <li>・早期発見につなげるための認知症コールセンターを設置（延べ相談件数561件）</li> <li>・巡回相談の実施（4市町村）</li> <li>・認知症に対する理解向上を図るため、府民講座を実施（計1回 延べ参加者357名）</li> </ul> </li> <li>○若年性認知症対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援者向け若年性認知症ガイドブックの普及</li> <li>・圏域単位の相談会を実施（7保健所）</li> </ul> </li> <li>○認知症サポーター、キャラバンメイトの養成（サポーター28,008名、キャラバンメイト409名）</li> <li>○「京都高齢者あんしんサポート企業」の推進（累計1,328事業所、登録サポーター9,738名）</li> </ul> <p>【評 価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症医療連携の核となる認知症疾患医療センターを全2次医療圏に設置するとともに、医療従事者の認知症対応力向上や市町村による初期集中支援チーム、認知症カフェの設置は着実に進捗しているが、市町村の取組にばらつきがあるため、全体の底上げが課題。</li> </ul>	<p>健康福祉部 高齢者支援課</p>

<p>【⑳事業計画】 認知症総合対策事業</p>	<p>通年</p>	<p>認知症の早期発見や専門的な診断、初期認知症の方や家族への集中的な支援や居場所づくり等、地域で完結できる認知症ケア体制の構築を図る</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症疾患医療センターの設置（府内8カ所） 認知症の専門医や相談員を配置し、認知症疾患における鑑別診断・相談体制や地域の医療ネットワークにより途切れないケア体制を構築する。</li> <li>・認知症初期集中支援チームの設置 認知症初期の段階で認知症の人や家族に関わり、症状や病気の進行状況に沿った対応等についてのアドバイスを行う等、自立生活のサポートを実施する。</li> <li>・初期認知症対応型カフェの設置 認知症初期（軽度）の人が医療的な関わりを受けながら「集う場」の設置を促進する。</li> <li>・認知症啓発の強化 認知症に対する理解向上を図るため、認知症キャラバンメイト、サポーター等による啓発部隊を創設し、啓発活動を展開する。</li> <li>・医療・介護人材育成・多様な相談窓口の設置 医師や看護師等専門職向けの認知症対応力向上研修の実施 早期発見につなげるための認知症コールセンターの設置 地域相談窓口の設置（府内新規20カ所程度） 巡回相談の実施（府内5カ所程度）</li> <li>・若年性認知症対策の推進 若年性認知症コールセンターの設置 産業医や支援者の養成や相談会の開催</li> <li>・「京都高齢者あんしんサポート企業」の養成</li> <li>・キャラバンメイト及び認知症サポーター養成の推進</li> </ul>	<p>高齢者支援課</p>
------------------------------	-----------	---	---------------

<p>推進計画との関係</p>	<p>人権教育・啓発の場 地域社会、家庭、企業・職場</p>	<p>特定職業従事者 医療、健康福祉従事者</p>	<p>計画の推進策</p>	<p>人 権 問 題 等（該当する課題に○）</p>					<p>同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権 普遍的考え方</p>
-----------------	------------------------------------	-------------------------------	---------------	----------------------------	--	--	--	--	--



事業名		実施時期	概要		担当課（室）				
【②⑥実施状況】 高齢者の権利擁護の推進		随時 通年	<p>「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、施設等における身体拘束及び高齢者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、高齢者の権利擁護の支援体制を構築</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体拘束及び虐待に関する実態調査（身体拘束対象651施設、虐待実態調査26市町村）</li> <li>・身体拘束改善事例の周知（京都府ホームページへ掲載）</li> <li>・京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターの設置（平成24年6月1日開設）し、高齢者及び高齢者虐待に係る市町村の取り組みを支援</li> <li>・専門職による電話相談等</li> <li>・弁護士、社会福祉士等で構成する専門職チームの派遣</li> <li>・成年後見制度に関するパンフレットを作成し広報・啓発を実施</li> </ul> <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体拘束や高齢者虐待の実態を調査し、結果の公表を図ることにより、高齢者に対する権利擁護の意識向上が図られ、高齢者虐待事例の早期対応につなげることができた。</li> <li>・弁護士、社会福祉士等で構成する専門職チームの派遣や専門職による電話相談等を実施し、市町村の虐待対応の支援に努めるとともに、虐待事案への専門職の活用に係る事例検討を開催し、市町村の体制整備を支援した。</li> <li>・成年後見制度の利用促進を周知し、施設・利用者の意識向上に努めた。</li> </ul>		健康福祉部 障害者支援課 高齢者支援課				
【②⑦事業計画】 高齢者の権利擁護の推進		通年	<p>「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、施設等における身体拘束及び高齢者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、高齢者の権利擁護の支援体制を構築</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体拘束及び虐待に関する実態調査</li> <li>・身体拘束改善事例の周知</li> <li>・地域包括支援センター等職員への研修</li> <li>・京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターによる障害者・高齢者虐待に係る市町村支援等</li> </ul>		障害者支援課				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策			人 権 問 題 等（該当する課題に○）			
	地域社会、職場・企業	健康福祉関係者	同和問題	女性	子ども		○ 高齢者 ○ 障害のある人	外国人	患者等

事業名		実施時期	概要		担当課（室）
【②⑥実施状況】 障害者虐待及び身体拘束の防止対策		通年	<p>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、障害者の権利擁護の支援体制を構築。また、障害者の虐待防止に向けた研修会の開催や虐待防止のための取組事例などの施設への周知を図り、施設の取組推進と施設職員の意識向上を推進。</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターを設置し、障害者及び障害者虐待に係る市町村の取り組みを支援</li> <li>・専門職による電話相談等</li> <li>・弁護士、社会福祉士等で構成する専門職チームの派遣</li> <li>・成年後見制度に関するパンフレットを作成し広報・啓発を実施</li> </ul> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士、社会福祉士等で構成する専門職チームの派遣や専門職による電話相談等を実施し、市町村の虐待対応の支援に努めるとともに、虐待事案への専門職の活用に係る事例検討を開催し、市町村の体制整備を支援した。</li> <li>・成年後見制度の利用促進を周知し、施設・利用者の意識向上に努めた。</li> <li>・施設等職員及び市町村窓口職員を対象に、障害者虐待防止・権利擁護に係る実践的な研修を行い、虐待の未然防止、早期発見など権利擁護の取組推進に努めた。</li> </ul>		健康福祉部 障害者支援課
【②⑦事業計画】 障害者虐待及び身体拘束の防止対策		通年	<p>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、障害者の権利擁護の支援体制を構築。また、障害者の虐待防止に向けた研修会の開催や障害者施設における身体拘束をゼロに近付けるための取組事例などの施設への周知を図り、施設の取組推進と施設職員の意識向上を図る</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターによる高齢者及び障害者虐待に係る市町村支援</li> <li>・市町村職員、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等への研修</li> <li>・身体拘束改善事例の周知 等</li> </ul>		障害者支援課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）	
	地域社会、企業・職場	健康福祉関係者		同和問題	女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権
普遍的考え方					

事業名		実施時期	概要		担当課（室）
【26実施状況】 発達障害者支援事業		事業ごと	発達障害に関する支援・相談、啓発に関する事業を実施。  〔内 容〕 ・発達障害者支援センターにおける取組（通年） （個別支援、他機関支援、支援ネットワークの構築、研修、啓発講演会、情報提供） ・圏域支援センター（府内6ヶ所 通年） （相談、地域支援ネットワークの構築、啓発講演会、ケース会議、研修）  〔評 価〕 ・発達障害者支援センター及び圏域支援センターにおいて実施している講演会等により、多くの府民の方に発達障害に対する理解について広く啓発できた。 ・発達障害に関する相談（発達・生活・就労等）等を行うセンターを設置することで、発達障害者及びその家族の地域における総合的な支援体制の整備が図れた。		健康福祉部 障害者支援課
【27事業計画】 発達障害者支援体制整備事業 （障害者自立支援費）		事業ごと	発達障害に関する支援・相談、啓発に関する事業を実施  〔内 容〕 ・発達障害者支援センター「はばたき」の設置 （個別支援、他機関支援、支援ネットワークの構築、研修、啓発講演会、情報提供） ・発達障害者圏域支援センターの設置（府内6ヶ所 通年） （相談、地域支援ネットワークの構築、ケース会議） ・発達障害啓発週間、世界自閉症啓発デーの啓発行事の実施 （京都タワー等ライトアップ、関係団体と連結したイベントの実施） 等		障害者支援課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）	
	地域社会、家庭	健康福祉関係者		同和問題 女性 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等	さまざまな人権 普遍的考え方

事業名		実施時期	概要		担当課（室）						
【②⑥実施状況】 発達障害児等早期発見・早期療育等支援事業		事業ごと	<p>発達障害児の早期発見・早期療育を行おうとする市町村と一緒に5歳児を対象にしたスクリーニングや事後支援を保育所、幼稚園等において実施。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5歳児を対象にして、スクリーニング、相談、事後支援を実施（専門的判断を要する部分には医師・心理士が参画）</li> <li>・ 発達クリニックの実施（医療面からの専門的チェック・相談） 府内各保健所</li> <li>・ 臨床心理士、保健師、保育士・幼稚園教諭等への研修 府内各保健所、発達障害者支援センターにて実施</li> </ul> <p>〔評 価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害が早期発見（5歳時）できた子どもに対して支援を実施するなど、早期療育につながられた。</li> <li>・ 発達障害などにより集団生活が困難な子どもの保護者や保育者の気づきを促すことができた。</li> </ul>		健康福祉部 障害者支援課						
【②⑦事業計画】 発達障害者支援体制整備事業（障害児支援事業費）		事業ごと	<p>発達障害児の早期発見・早期療育を行う市町村への補助、人材育成、診療体制拡充</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達障害児に対する療育（SST・ペアトレなど）を実施（市町村補助）</li> <li>・ 発達クリニックの実施（医療面からの専門的チェック・相談）</li> <li>・ 臨床心理士、保健師、保育士・幼稚園教諭等への研修</li> <li>・ こども発達支援センターでの診療体制の拡充、医師への研修 等</li> </ul>		障害者支援課						
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策			人 権 問 題 等（該当する課題に○）					
	保育所・幼稚園、家庭	健康福祉関係者		同和問題	女性		子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等

事業名	実施時期	概要	担当課(室)
<p>【⑳実施状況】</p> <p>障害者に対する理解と交流促進活動</p>	<p>事業ごと</p>	<p>障害者に対する理解促進や府民との交流を目的とした各種事業等の実施。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>①「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」の開催（5月18日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツコーナー、ウォークラリーコーナー、ふれあいコーナー（ほっとはあと製品販売等）</li> <li>（会場： 府立丹波自然運動公園（京丹波町） 参加者：約4,200名）</li> </ul> <p>②「障害者週間」啓発活動促進事業（11～12月）</p> <p>(1)京都府障害者のつどいの開催（11月23日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・式典、身体・知的・精神の各障害者による体験発表、お祭り広場、福祉機器等の展示</li> <li>（会場：ガレリアかめおか 参加者：約800名）</li> </ul> <p>(2)啓発ポスター、体験作文コンクール（12月25日表彰式）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者週間（12/3～9）及び障害者福祉の啓発を内容としたポスター及び作文のコンクール</li> <li>《応募総数：啓発ポスター 80点・体験作文 35点》</li> <li>（展示：日図デザイン博物館（京都とっておき芸術祭と同時））</li> </ul> <p>③障害者芸術創造事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「京都とっておきの芸術祭」（12月4日～12月7日）</li> <li>・障害者の芸術作品の公募展、企画展、ものづくりワークショップ</li> <li>（会場：日図デザイン博物館（みやこめっせB1F） 来場者：3,415名）</li> <li>○「共生の芸術展」（12月4日～12月7日）</li> <li>・芸術性の高い国内外の障害のあるアーティストの作品展示等</li> <li>（会場：みやこめっせ1F 展示場）</li> </ul> <p>④全国車いす駅伝競走大会（3月8日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者に対する理解と交流の促進を目的とした全国規模の障害者スポーツイベント（都道府県対抗車いす駅伝）の実施</li> <li>（コース：国立京都国際会館前～西京極陸上競技場 参加者：26チーム（23都道府県政令市））</li> </ul> <p>〔評 価〕</p> <p>①障害者はもちろん、ボランティア等をはじめ多くの府民が参加し、交流を深めることができ、障害者への理解を促進することができた。</p> <p>②府内の障害者や関係者等が一堂に集い、広く障害についての理解と認識を深めることができた。</p> <p>③障害者芸術への理解を深め、広く啓発することができた。</p> <p>④ボーイスカウト、ガールスカウト、各種団体をはじめ、ボランティア等、約4,200名の協力を得て開催し、沿道から約50,000名の府民が応援するなど、多くの府民の方に障害者スポーツについて広く啓発できた。</p>	<p>健康福祉部 障害者支援課</p>

【27事業計画】 障害者に対する理解と 交流促進活動	事業ごと	<p>「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害の有無にかかわらず誰もがお互いを思いやる共生社会の実現に向け、障害者に対する理解促進や府民との交流を目的とした各種事業等の実施</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者への思いやりのある行動が自然とできる「障害者支援サポーター」の養成</li> <li>・ 「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」の開催（5月） （スポーツコーナー、ウォークラリーコーナー、ふれあいコーナー） ＜場所：府立丹波自然運動公園（京丹波町）＞</li> <li>・ 「障害者週間」啓発活動促進事業（11～12月） （障害者のつどい、啓発ポスター、体験作文コンクール）</li> <li>・ 障害者芸術創造事業（芸術作品展の実施） （「きょうと障害者文化芸術推進機構」の設置、「地域アート展」の開催）</li> <li>・ 全国車いす駅伝競走大会（3月） （全国規模の障害者スポーツイベント、都道府県対抗車いす駅伝）</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>						障害者支援課				
		推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）						
	地域社会			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

事業名	実施時期	概要								担当課（室）		
【28実施状況】 障害者に関するシンボルマークの普及	12月	<p>障害のある人に対する理解と交流の促進に向け、障害者に関するシンボルマークの普及に努めるための取り組みを実施。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者週間（12月）等を活用した、京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例の施行に向けた普及・啓発</li> </ul> <p>〔評 価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広く条例の施行に向けた普及・啓発をすることができた。</li> <li>・ 今後も幅広い府民の方に障害者に対する理解を深めていただけるよう啓発に努める。</li> </ul>								健康福祉部 障害者支援課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）								
	地域社会			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

事業名		実施時期	概要				担当課（室）				
【⑳事業計画】 性被害者ワンストップ相談支援センター事業		通年	<p>行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体等が連携し、性暴力被害者に対して被害直後から総合的な支援（医療、相談・カウンセリング等心理的支援、法的支援等）をワンストップで提供するセンターを設立し対応することで、被害者の心身の負担軽減とその回復を図るとともに、被害の潜在化を防止し、性暴力のない社会づくりを目指す。</p> <p>〔内 容〕</p> <p><b>性被害者ワンストップ相談支援センター（仮称）の開設</b> 心身共に大きなダメージを受けた被害者に寄り添い、被害直後から心身のケアを行う。</p> <p><b>性被害者相談支援員の養成</b> 新たな支援員を養成し、被害者支援、関係機関連携を強化</p> <p><b>性被害者に対する相談・支援ネットワークの構築</b> 関係機関と連携の状況を検証し、医療機関、警察等とのさらなる連携を強化</p>				健康福祉部 家庭支援課				
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）							
	地域社会、家庭	健康福祉関係者		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名		実施時期	概要					担当課（室）			
【26実施状況】 ハンセン病対策啓発事業		6月	<p>らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日（6月22日）を中心とした各種啓発活動</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府内高校3年生全員に啓発リーフレットを配布</li> <li>・ハンセン病療養所入所者と中高生とのふれあい交流会事業 実施日：平成26年10月2日 会 場：国立療養所 邑久光明園等 参加者：28名（中学生、教職員及び保護者等地域住民）</li> <li>・入所者作品及びパネルのロビー展示による啓発 場 所：府庁2号館展示ロビー 期 間：平成26年6月17日～6月20日 平成26年10月9日～10月15日</li> </ul> <p>〔評 価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・例年実施しているパネル展示において、持ち帰り自由の入所者作品（しおり50枚）がすぐになくなるなど、多くの来庁者に関心を持って御覧いただいている。</li> <li>・ふれあい交流会に参加した中学校では、当該事業をハンセン病への理解だけでなく普遍的な人権について考える力を養う学習の一環としてとらえており、事業後生徒集会で生徒自らの考えを発表するなど、事業効果は高いと考えられる。</li> </ul>					健康福祉部 健康対策課			
【27事業計画】 ハンセン病対策啓発事業		6月	<p>らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日（6月22日）を中心とした各種啓発活動</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府内高校3年生全員に啓発リーフレットを配布</li> <li>・ハンセン病療養所入所者と中高生との交流会（8月頃）</li> <li>・ふるさと墓参等里帰り事業（10月頃）</li> <li>・府広報誌、入所者作品及びパネルのロビー展示による啓発</li> </ul>					健康対策課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）							
	学校、地域社会			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権



事業名		実施時期	概要					担当課（室）			
【②⑥実施状況】 エイズに関する普及啓発事業		12月	<p>京都府エイズ予防月間等における各種啓発活動の強化</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所の出張型予防教育・研修会の開催（計33回開催、延べ約7600名参加）</li> <li>・エイズ等予防啓発ボランティアグループ（紅紐）の養成（②⑥20名）及び啓発</li> <li>・啓発資材（ポスター、パンフレット等）配布</li> <li>・府広報媒体、ロビー展示による啓発</li> <li>・エイズ検査・相談体制の拡充</li> <li>・AIDS文化フォーラムin京都共催（開催日：10月4、5日、参加者：延べ1200名）</li> </ul> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所による予防教育・研修会は、学校等を中心にエイズに関する知識の普及を図っている。</li> <li>・「紅紐」については、各種イベントへの出展、レッドリボンネイルアート等により、同世代である若年層に対する普及啓発を中心に実施してきた。近年はイベント等への参加要請も増加傾向であるが、大学生が中心であり、卒業等によってメンバー構成が変わるため、継続的なボランティア育成が必要である。</li> <li>・啓発活動等の結果、平成26年の府内におけるHIV検査受検者数は4574人となり、近年、増加傾向が続いている。</li> <li>・AIDS文化フォーラムin京都の参加者は教育や医療関係者等も多く、アンケートでは、得られた知識を業務に活かしたいという意見があるなど、啓発活動の拡大が期待できる。</li> <li>・HIV感染者、エイズ患者の報告数は、全国で年間約1500人で、高止まりの傾向が続いているが、関心の低下が課題となっており、一層の普及啓発の取組が求められている。</li> </ul>					健康福祉部 健康対策課			
【②⑦事業計画】 エイズに関する普及啓発事業		12月	<p>京都府エイズ予防月間における各種啓発活動の強化</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所の出張型予防教育・研修会の開催</li> <li>・エイズ等予防啓発ボランティアグループ（紅紐）による啓発</li> <li>・啓発資材（ポスター、パンフレット等）配布</li> <li>・府広報媒体、ロビー展示による啓発</li> <li>・エイズ検査・相談体制の拡充</li> </ul>					健康対策課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）							
	学校、地域社会			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名		実施時期	概要		担当課（室）
【②⑥実施状況】 農村女性育成事業		通年	<p>〔事業の目的・概要〕 農山漁村における女性の地位の向上や農業経営等の方針決定への参画促進等を図るための啓発、女性の起業活動や社会参画活動の取組支援</p> <p>〔内容〕</p> <p>① 家族経営協定の締結推進 府内農業者に対して、協定締結に向けた個別支援を推進</p> <p>② 農産加工等起業活動支援 女性を対象とした起業化に向けた講座の開催</p> <p>③ 農村女性組織の育成 女性の力を活かして、直売、農産加工に取り組む農業者の経営向上を目的とした研修会・セミナーの開催</p> <p>〔結果〕</p> <p>① 平成26年度には、2組が締結された。（累計302組）</p> <p>② 山城農業改良普及センターで講座開催（内参加女性実人数20人 開催回数6回）</p> <p>③ 南丹農業改良普及センターで研修会開催（参加女性実人数12名、3回）、セミナー開催（参加女性人数52人、1回）</p> <p>〔評価〕</p> <p>①については、一時期に比べ増加ペースは低くなったが、着実に締結数は増えている。</p> <p>②については、講座の卒業生が起業した例もあるなど、成果があがっている。</p> <p>③については、専門家による個別の助言を受け、新たに8つの商品が開発されており、女性の強みが社会で発揮されている。</p>		農林水産部 流通・ブランド戦略課
【②⑦事業計画】 農村女性育成事業		4月～ 3月	<p>農山村における女性の地位の向上や農業経営等の方針決定への参画促進等を図るための啓発、女性の起業活動や社会参画活動の取組支援</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結推進 協定締結に向けた協議会の開催</li> <li>・農産加工等起業活動支援 女性を対象とした起業化に向けた講座の開催</li> <li>・農村女性組織の育成 女性の力を活かして、直売、農産加工に取り組む農業者の経営向上を目的としたセミナーの開催</li> </ul> <p>〔対象者〕 農林業に従事する女性</p>		流通・ブランド戦略課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）	
				同和問題 <u>女性</u> 子ども 高齢者 障害のある人 外国人 患者等 さまざまな人権	普遍的考え方

事業名		実施時期	概要					担当課（室）			
【⑳実施状況】 トータルアドバイスセンター 設置事業		通年	<p>不登校やいじめなど学校教育に関すること及び子育てやしつけなどの家庭教育に関することについての悩みや不安を抱く、幼児児童生徒、保護者、教職員等に対して、適応指導相談員（精神科医、臨床心理士）、家庭教育カウンセラー（臨床心理士）、教育相談指導員（京都府総合教育センター電話相談員）、京都府総合教育センター研究主事等が課題解決のための援助及び助言を目的とする総合的な教育相談を実施</p> <p>〔内 容〕 教育相談</p> <p>〔実施方法・相談時期〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話教育相談 毎日24時間対応</li> <li>・メール教育相談 随時</li> <li>・来所教育相談 毎週月～金 10:00～17:00</li> <li>・巡回教育相談 月1回程度</li> </ul> <p>〔平成26年度 相談件数（延べ）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話教育相談 3, 668件</li> <li>・メール教育相談 107件</li> <li>・来所教育相談 2, 153件</li> <li>・巡回教育相談 159件</li> </ul> <p>〔評 価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒、保護者との定期的、継続的な心理面接を実施し、児童生徒や保護者に対して、課題の早期発見、早期の適切な対応に資する教育相談を実施することができた。</li> <li>・24時間電話教育相談に応じるとともに、携帯端末からも入力可能なメール教育相談でも常時受付を行うなど、府民からの教育相談の整備を図った。</li> </ul>					教育庁 学校教育課 社会教育課			
【㉑事業計画】 トータルアドバイスセンター 設置事業		通年	<p>不登校やいじめなど学校教育に関すること及び子育てやしつけなどの家庭教育に関することについての悩みや不安を抱く、幼児児童生徒、保護者、教職員等に対して、適応指導相談員（精神科医、臨床心理士）、家庭教育カウンセラー（臨床心理士）、教育相談指導員（京都府総合教育センター電話相談員）、京都府総合教育センター研究主事等が課題解決のための援助及び助言を目的とする総合的な教育相談を実施</p> <p>〔内 容〕 教育相談</p> <p>〔実施方法・相談時期〕</p> <p>電話教育相談：毎日 24時間対応 メール相談 来所教育相談 毎週月～金 10:00～17:00 巡回教育相談 月1回程度（各教育局等）</p>					学校教育課 社会教育課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）							
	家庭			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名		実施時期	概要		担当課（室）																
【②⑥実施状況】 森と小川の教室推進事業 （みどりキャンプ）		通年	<p>(1)事業の目的・概要 障害のある子どもと障害のない子どもが、るり溪の自然の中で共同生活を体験し、多様な立場を理解し、心のふれあいを深めながら支援する心を培い、ノーマライゼーションの一層の進展を図る。また、多様な自然体験活動を通して、自立心・主体性を培うとともに、自然や環境に対する豊かな感性を養うことを目的として実施</p> <p>(2)内 容</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">みどりキャンプ</td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td>るり溪少年自然の家及びその周辺</td> </tr> <tr> <td>期 間</td> <td>平成26年8月6日～8月9日 3泊4日（台風のため短縮）</td> </tr> <tr> <td>参加者</td> <td>府内の小学4年生から、中学生及び特別支援学校小学部4年生から中学部の児童生徒35名（うち障害のある児童生徒12名）</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>テント設営、野外炊飯、班別プログラム等の自然体験</td> </tr> <tr> <td>指導者</td> <td>京都教育大学教授 坂東 忠司 立命館大学大学院生 菊地 俊介</td> </tr> <tr> <td>運営スタッフ等</td> <td>社会人・大学生ボランティア、大学インターンシップ研修生、医療スタッフ、当所職員他 計35名</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・スタッフ研修会 6/28～29（1泊2日） ・親子説明会 7/5～6（1泊2日） （キャンプファイヤー・体験発表見学等）</td> </tr> </table> <p>(3)評 価 ・大型台風の接近により8月9日に事業を中止し、本来ならば6泊7日のキャンプのところ、3泊4日という短縮した形にはなったが、班単位で生活する事を通して、相互理解を深め、支え合うことの大切さを学び、ノーマライゼーションの進展が図れた。また、子どもたちやスタッフとの様々な共同生活や体験活動を通して自立心・主体性・社会性等を培うことができ、キャンプの目的を達成することができた。</p>		みどりキャンプ		実施場所	るり溪少年自然の家及びその周辺	期 間	平成26年8月6日～8月9日 3泊4日（台風のため短縮）	参加者	府内の小学4年生から、中学生及び特別支援学校小学部4年生から中学部の児童生徒35名（うち障害のある児童生徒12名）	活動内容	テント設営、野外炊飯、班別プログラム等の自然体験	指導者	京都教育大学教授 坂東 忠司 立命館大学大学院生 菊地 俊介	運営スタッフ等	社会人・大学生ボランティア、大学インターンシップ研修生、医療スタッフ、当所職員他 計35名	その他	・スタッフ研修会 6/28～29（1泊2日） ・親子説明会 7/5～6（1泊2日） （キャンプファイヤー・体験発表見学等）	教育庁 社会教育課
みどりキャンプ																					
実施場所	るり溪少年自然の家及びその周辺																				
期 間	平成26年8月6日～8月9日 3泊4日（台風のため短縮）																				
参加者	府内の小学4年生から、中学生及び特別支援学校小学部4年生から中学部の児童生徒35名（うち障害のある児童生徒12名）																				
活動内容	テント設営、野外炊飯、班別プログラム等の自然体験																				
指導者	京都教育大学教授 坂東 忠司 立命館大学大学院生 菊地 俊介																				
運営スタッフ等	社会人・大学生ボランティア、大学インターンシップ研修生、医療スタッフ、当所職員他 計35名																				
その他	・スタッフ研修会 6/28～29（1泊2日） ・親子説明会 7/5～6（1泊2日） （キャンプファイヤー・体験発表見学等）																				
【②⑦事業計画】 森と小川の教室推進事業		6～8月	<p>障害のある子どもと障害のない子どもが、るり溪の自然の中で共同生活を体験し、多様な立場を理解し、心のふれあいを深めながら支援する心や社会性を培い、ノーマライゼーションの一層の進展を図る。また、様々な自然体験活動を通して自立心・主体性を培うとともに、自然や環境に対する豊かな感性を養うことを目的として実施</p> <p>〔内 容〕 キャンプ及び自然体験活動、スタッフ研修会、親子説明会、体験発表会等 〔対象者〕 府内の小学4年生～中学生、特別支援学校小学部4年生～中学部までの児童生徒</p>		社会教育課																
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策			人 権 問 題 等（該当する課題に○）															
	地域社会		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方										

事業名		実施時期	概要					担当課(室)			
【⑳事業計画】 子どもの貧困対策事業		通年	<p>京都府子どもの貧困対策推進計画を踏まえ、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策に関する施策を推進する。</p> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○連携推進体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの学習・生活支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの貧困対策プラットフォーム事業 子どもの状況に応じて、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施できるよう、学校に社会福祉士、臨床心理士等を派遣</li> <li>・子どもの学習・生活習慣確立支援事業 小中学校に「まなび・生活アドバイザー」を配置し、子どもの生活・学習習慣の確立を支援(㊦32人→㊦39人)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○生活支援(健康福祉部家庭支援課) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業 ひとり親家庭等の子と親が、気軽に集うことができ、子どもの生活支援や学習支援等を実施する居場所を整備</li> </ul> </li> <li>○学習支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生個別補充学習実施事業 府内の小学校において、学習内容が高度化する小学5年生に補充学習を実施</li> <li>・地域未来塾開設支援事業 大学生や教員OBなど地域住民の協力により、中学生を対象とした原則無料の学習支援(地域未来塾)を実施</li> <li>・府立高校「セカンドラーニング教室」設置事業 府立高校で中退を防止するため、学力課題のある生徒を対象に個別指導を実施</li> <li>・児童擁護施設入所児童等自立支援事業(健康福祉部家庭支援課) 児童養護施設の入所児童等に対して学習支援を実施し、自立を支援</li> </ul> </li> </ul>					教育庁 学校教育課 高校教育課 社会教育課			
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
				同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名		実施時期	概要		担当課（室）						
【⑰事業計画】 いじめ防止対策等推進事業		通年	<p>いじめ、不登校等の問題行動や少年による凶悪犯罪の発生などが社会問題となっていることを踏まえ、学校等における問題の早期発見や児童生徒、保護者の相談に対応する総合的なサポート体制（相談体制）を充実するとともに、いじめ、不登校対策や生徒指導の充実を図る。</p> <p>[内 容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○未然防止から早期解消に向けて <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>いじめ未然防止・早期解消支援チーム</u> 生徒指導経験者・専門家等によるチームが、外部視点での学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施</li> </ul> </li> <li>○未然防止 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>規律ある行いを実践する教育推進事業</u> 法をはじめ、実生活でのルールや決まりについて、自ら考え、理解した上で、態度や行動に移せる能力を育成</li> </ul> </li> <li>○早期発見・相談体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>スクールカウンセラーの配置</u> 臨床心理士による児童生徒、教職員、保護者へのカウンセリング</li> <li>・ <u>ネットいじめ対策</u> 学校非公式サイトなどネット上の監視</li> </ul> </li> <li>○早期解決に向けた対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>いじめ早期対応緊急指導教員の配置</u> いじめにより大きな課題が生じている学校に緊急に教員（非常勤講師）を配置し、学校体制の強化を図る</li> </ul> </li> <li>○重大事案への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>いじめ危機管理チームの派遣</u> 深刻ないじめ事象が発生した学校へ、学校機能の回復や支援を行うためのチームを派遣</li> </ul> </li> <li>○組織の設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>いじめ対応のための附属機関等の設置</u> いじめ防止対策推進法に規定する調査審議の実施及び重大事態の調査を実施する附属機関等を設置</li> </ul> </li> </ul>		教育庁 学校教育課 高校教育課 社会教育課						
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等（該当する課題に○）							
	学校	教職員		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権

事業名	実施時期	概要	担当課（室）
<p>【26実施状況】 犯罪被害者支援</p>	<p>通年</p>	<p>犯罪被害者の人権に配慮した被害者対応の実施 〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害者の救援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「被害者の手引」（被害者用・交通事故被害者用・遺族用）、同手引簡易版及びサポートカードの作成、配布</li> <li>・ 外国語版「被害者の手引」の作成</li> </ul> </li> <li>○ 捜査過程における被害者の二次被害の防止・軽減 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定被害者支援要員制度の運用 事件・事故発生直後の被害者支援にあたる被害者支援要員を指定し、各警察署において被害者等に対する各種支援活動を推進</li> <li>・ 被害者連絡及び被害者への訪問・連絡活動の実施 殺人、強盗致傷、傷害（全治1箇月以上）、性犯罪、交通死亡事故等の被害者や遺族に対する情報提供活動を推進</li> <li>・ 相談・カウンセリングの実施 犯罪被害者支援室のカウンセラー等による相談、カウンセリング等を実施</li> <li>・ 被害者等の経済的負担の軽減 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 身体犯被害者等に対する診断書料等の公費負担</li> <li>② 精神科医に係る診察料の公費負担</li> <li>③ 司法解剖後の死体検案書料の公費負担</li> <li>④ 犯罪被害者等一時避難場所の公費負担</li> <li>⑤ 司法解剖後の遺体搬送費の公費負担</li> <li>⑥ 司法解剖後の遺体修復の公費負担</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 被害者等の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再被害防止措置の実施 加害者側から再度被害を受けるおそれがある場合、被害者等の安全確保のため必要な措置を講じるなど、再被害防止に向けた取組を実施</li> </ul> </li> <li>○ 社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成 被害者支援への協力を促し犯罪を犯してはならないという規範意識の向上を図り、生命の大切さ等への理解を深めるため、生命のメッセージ展や中高校生、大学生等を対象とした犯罪被害者等による講演を実施し、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成した</li> <li>○ 被害者支援推進体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種教養、研修会等の計画的な実施 被害者支援担当者等に対する研修、犯罪被害者遺族による講演の実施等、被害者支援に係る基本的な考え方や被害者等の心情への理解を徹底するための各種教養を推進</li> <li>・ 教養資料の作成・配布 被害者支援担当者の支援体験記集、適時に被害者支援推進状況等を取りまとめた「被害者支援だより」等を関係所属に発出し、教養資料として活用</li> <li>・ 関係機関・団体との連携 自治体や（公社）京都犯罪被害者支援センターを始めとする京都府犯罪被害者支援連絡協</li> </ul> </li> </ul>	<p>警察本部 警務課犯罪被害者支援室</p>

議会に参画する関係機関・団体との連携を図り、被害者支援に対する社会気運の醸成に努めるとともに、被害者等のニーズに応じた各種支援体制の強化に向けた取組を推進

〔評価〕

- 平成26年4月1日までに府内全市町村で犯罪被害者等支援条例が施行され、犯罪被害者等への見舞金の支給等、地方公共団体が連携して適切な支援を行った。
- 被害者支援に係る民間被害者支援団体への需要が高まっていることから、財政的支援を含めて、各種働き掛けを行った。
- 公費負担制度の拡充による被害者等の経済的負担及びカウンセリングの実施等による精神的負担の軽減を図った。
- (公社)京都犯罪被害者支援センターを始め、関係機関・団体との連携強化を図り、犯罪被害者等に対する途切れのない支援を推進した。

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人 権 問 題 等 (該当する課題に○)							
				同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権



事業名		実施時期	概要					担当課(室)		
【②⑥実施状況】 犯罪等被害少年等に対する支援事業		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 犯罪やいじめ、児童虐待等の被害少年やその保護者等に対する立ち直り支援活動の適切かつ効果的な推進を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 内容</p> <p>① 少年相談業務の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電子メールを活用した少年相談業務の推進 平成26年中 13件</li> <li>○ 少年相談電話(ヤングテレホン)の効果的な運用 平成26年中 283件</li> </ul> <p>② 少年心理分析の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 臨床心理士による継続的な少年相談の推進 平成26年中 80件(対象被害少年 3名)</li> <li>○ 少年心理分析顧問によるカウンセリング技能の向上 臨床心理士に対する少年心理分析顧問(大学院教授)によるスーパーバイズの実施 平成26年度 34回</li> </ul> <p>(3) 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電子メールを活用した少年相談は、面接や電話といった直接的接触に不安を持つ被害少年が相談を始めるきっかけとなり、メールでの助言・指導により被害回復を図ることができた。</li> <li>○ 24時間対応のヤングテレホンにより、被害少年等に対して時機を逃さない迅速な助言や支援を実施できた。</li> <li>○ 臨床心理士を有する職員の配置・運用により、被害少年等に対して専門的な知識や技能を生かした継続的な支援を実施できた。</li> <li>○ スーパーバイズにより、臨床心理士の技能向上を図ることで、長期にわたってカウンセリングを必要とする被害少年等に対して、効果的な支援活動が推進できた。</li> <li>○ 被害少年等に対する支援活動を、より適切かつ効果的に推進できるよう、今後も支援に必要な知識・技能の向上に努めると共に、人的整備を図り、少年相談のさらなる充実を図っていく必要がある。</li> </ul>					警察本部 少年課		
【②⑦事業計画】 犯罪被害少年等に対する支援事業		通年	<p>① 少年相談業務の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電子メールを活用した少年相談業務の推進</li> <li>○ 少年相談電話(ヤングテレホン)の効果的な運用</li> </ul> <p>② 少年心理分析の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 臨床心理士による継続的な少年相談の推進</li> <li>○ 少年心理分析顧問によるカウンセリング技能の向上</li> </ul>					警察本部 少年課		
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策					人 権 問 題 等 (該当する課題に○)		
		警察職員	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人		外国人	患者等

事業名		実施時期	概要		担当課（室）								
【②⑥実施状況】 サイバー犯罪対策		通年	<p>サイバー犯罪の未然防止と被害拡大の防止</p> <p>〔内容〕</p> <p>① 関係機関・団体との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ インターネット・セキュリティ対策学校連絡会 12団体・2行政機関参加</li> <li>○ 京都ネットワーク・セキュリティ対策協議会 21事業者・4行政機関参加</li> <li>○ 京都府インターネットカフェ連絡協議会 府内24店舗・1行政機関参加</li> <li>○ 京（みやこ）サイバー犯罪対策協議会 産官学が一体となった取組を一層強力に推進し、府民が安全で安心してインターネットを利用できる社会を実現させるため、中央省庁や関係機関、大学や事業者に呼びかけ協議会を設立</li> </ul> <p>② 各種講演会等を通じた広報啓発活動の推進 平成26年中 2,040回実施（本部実施 440回 警察署実施 1,600回）</p> <p>③ サイバー犯罪相談等に対する適切な対応 本部・警察署において、府警ホームページ・電話・来訪によりサイバー犯罪に関する相談を受理 平成26年中 5,405件受理</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">来所（署）</td> <td style="border-left: 1px solid black;">930件</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">電話</td> <td style="border-left: 1px solid black;">1,068件</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">文書</td> <td style="border-left: 1px solid black;">8件</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">府警ホームページ</td> <td style="border-left: 1px solid black;">3,399件</td> </tr> </table> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関団体との連携を強化して、サイバー犯罪の現状や未然防止に関する情報を共有し、各団体における被害防止対策、並びに違法・有害情報の通報体制を確立して、被害の拡大防止に努めた。</li> <li>○ 相談に関しては、府警ホームページの入力フォームから相談を受理することで来所や電話といった直接的なやりとりに抵抗があったり、相談時間に余裕のない相談に対して助言指導が行えた。</li> </ul>		来所（署）	930件	電話	1,068件	文書	8件	府警ホームページ	3,399件	警察本部 サイバー犯罪対策課
来所（署）	930件												
電話	1,068件												
文書	8件												
府警ホームページ	3,399件												
【②⑦事業計画】 インターネット事業者等に対する指導及び利用環境の整備		通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ インターネット関連事業者への指導及び連携の強化</li> <li>○ インターネット利用者のモラル向上</li> </ul>		警察本部 サイバー犯罪対策課								
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策			人権問題等（該当する課題に○）							
		警察職員		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方	